

# 太政官厨家について

橋 本 義 彦

## は し が き

太政官は八省諸司を統管し、天下の大政を總理するところである。而して、太政官厨家は、元來、太政官に附屬する厨房であるが、平安中期以降、太政官に送納される諸國公田の地子を管領し、之を以て官中の雜事其他の用途を辨備する機能を有つに至つて、太政官内の重要な一機關となつた。小論に於ては、官厨家の制度史的解明を目的とし、先づ、公田地子が官厨家に收納されるに至る由來を説き、次いで、官厨家の機構、職掌、地子收納の状態を述べ、收納地子の減少及び官厨家領莊保の成立とその性格を考察してみよう。

## (一) 地子收納の由來

我が律令制下の土地制度は、公地主義の原則の上に立つが、之を收益の面から言へば、官が收益を収めるのを目的とする田地、即ち公田と、私人が收益を収める田地即ち私田とに大別され、田令義解には、兩者について、「位田、賜田及口分田、墾田等類、是爲私田、自餘者皆公田也、」と説明してゐる。而して、公田は更に官が直接營種する官營田と、人民に賃租して、その賃貸料即ち地子を官に收納する輸地子田とに分け

られるが、その地子については、養老田令公田條に、「凡諸國公田、皆國司隨郷土估價賃租、其價送太政官、以宛雜用」とあつて、太政官に送納して太政官内の雜用に宛てることとなつてゐる。その地子の價直はその地方の相場に依ることゝしてゐるが、田令集解公田條所引の古記には、「公田不輸租、以十分之二地子爲價也、」とあり、弘仁、延喜の兩主稅式にも稷稻の五分の一を地子としてゐるから、收穫の二割といふ價直が大體通用したものと思はれる。

次に弘仁及び延喜の兩主稅式の條文を引いて、前掲令條の具體的内容と變遷を考へてみよう。

(弘仁式) 凡五畿内伊賀等國地子、混合正稅、其陸奥宛儲備并鎮兵糧、出羽狄祿、大宰所管諸國、宛對馬多嶺二嶋公廩、餘國交易輕貨、送太政官、但隨近及緣海國春米運漕、其功賃使用數内、

(延喜式) 凡五畿内伊賀等國地子、混合正稅、其陸奥充儲備并鎮兵糧、出羽狄祿、太宰所管諸國、充對馬嶋司公廩之外、交易輕貨、送太政官厨、自餘諸國交易送亦同、但隨近及緣海國、春米運漕、其功賃使用數内、

先づ兩式條にて知られることは、全ての國が一樣に地子を京進するのではなくて、五畿内以下現地で處分するもの、地子稻を絹、綿、布其他

の輕貨に易へて送納するもの、春米にして運漕すべきもの等地方によつて處理を異にしたことである。畿内諸國以下の地子が何時からかゝる現地處分を採られたかは明らかでないが、太宰府管内の諸國については、天平寶字二年の太宰府奏言に、「其諸國地子稻者、一依先符、任爲公解、以宛府中雜事」(續日本紀同年五月丙戌條)とあつて、この時既に京進せず太宰府中の雜用に宛てゝをり、更に天平寶字四年八月甲子には、太宰府管内諸國の地子を割いて、大隅、薩摩、壹岐、對馬、多磨の國司、島司の公解稻に宛てしめる勅が下されてをり(續日本紀同日條)、これが更に改訂されて前掲の弘仁式の規定に達したのである。其の後、太宰府所管の地子も一部を除いて京進されることとなり、承和五年には、地子稻を輕貨たる綿に易へて京進するについて、「定大宰管内地子交易法、綿一屯直稻八束」とその交易法を定め、次いで延喜式には、前記の如く、對馬島司の公解に宛てる外は、太政官厨家に送納することを明記してゐる。

斯様に五畿内及び邊境の諸國の地子は、その處分法を一般と異にし、且つそれにも變遷のあつたことが知られるが、小論に於てより重要な點は、養老令、弘仁式には、地子を「送太政官」とあつたのが、延喜式では「送太政官厨」と改められたことである。而して、更にこれを傍證するのは、弘仁三年十二月十五日の、太政官に直する召使に、「以厨家物給冬夏時服」といふ宣旨(類聚符宣抄)及び同月廿八日の、「應交易厨雜用折細布事」なる宣旨(同上)であつて、これ等によると、當時は未だ官厨家が京進された地子を管掌するには至らず、その一部を厨家料として割宛てられてゐた如くであるが、延喜式に於ては、地子管領の機能が太政官厨家に委ねられてゐることを明記してゐる。而してこの機能附與

のことは、延喜より更に遡ることが出来るのであつて、元慶七年五月十三日の官符に引く厨家解には、「郡司職田地子、元來無主之間、付田地子帳、檢納厨家」(別聚符宣抄・延長七年三月十三日官符所引)とあつて、當時既に無主の郡司職田を含む輪田地子の地子が厨家に管領されてゐたことを推測せしめ、又、延喜十四年八月十五日の官符(別聚符宣抄)に引く厨家解には、「諸國例進地子雜物」の色目數量を定めた天安二年正月二十九日官符、元慶三年十月十七日定文が存してゐたことを述べてゐるから、官厨家の地子管掌の機能は、大体、天安・元慶の交に始まり、後述の延喜十四年八月十五日の官符(以下、延喜官符)及び同月八日附官符(以下、延喜官符)によつて、地子の收納、支出を始めとする機能を一應整備したへたものと考えられる。以上、諸國公田の地子を管領する機關としての厨家の成立の由來を述べたが、次にその機構について考察しよう。

## (二) 機 構

官厨家の職員としては、別當、預、案主がある。延喜太政官式によれば、別當は、少納言、辨、外記、史から各一人が兼務し、預には、太政官並に左右辨官の史生が各一人これを兼ね、兩者とも任限を一年間として、二月の列見の後に交替することとなつてゐる。即ち、厨家の運営は太政官の三局官人の連帶責任に於てなされてゐたのであつて、かゝる組織は侍從厨や女官厨には見られないものであり、これは官厨家が單なる厨房ではなく、特殊の重要な機能をもつてゐたためである。又、「厨家雜物」の出納は、別當の外記と史が、監物、主計の立會の下に行ふこととなつてゐる(延喜太政官式)。次に案主は厨家の公文を勾勘する職で、その初見

は永觀三年正月十三日の「以<sub>(三)</sub>厨家案主民懷土、宜<sub>(三)</sub>下加<sub>(三)</sub>寄於文殿<sub>(三)</sub>永令勤<sub>(三)</sub>仕其役<sub>(三)</sub>者<sub>(三)</sub>」なる宣旨で(類聚符宣抄、同)、この時は既に案主が置かれてゐる。而して侍從厨には弘仁十三年から公文勾勘に當らしむるため史生一名を宛てゐること(類聚符宣抄、同)、延喜宣符(甲)によつて官厨家には公文八卷を常備することゝなつたこと等より推して、官厨家の案主乃至は公文勾勘を任とする者を置いた年次は、永觀三年より相當早く、遅くとも延喜十四年よりは左程下らないのではなからうか。この永觀三年の宣旨の後、永延二年、同三年、長徳二年の宣旨に於ても、夫々民懷土の例に准じて厨家案主を文殿に兼勤せしめてをり(類聚符宣抄、同)、建保四年十一月日附官厨家下文にも、「案主文殿紀<sub>(花)</sub>」の署名があり(類聚符宣抄、同)、官符口宣古宣命諸社寺申狀等古文書(壬生家文書)中の一通に、「文永六年五月十日官厨家案主文殿藤井友包申云、(略)」なる記事が見えるから、案主は後世まで長く置かれ、且つ文殿に兼勤することを常例としたのであらう。又、正暦二年五月に左文殿使部河内廣延を厨家案主とし、長徳二年十一月には厨家案主眞髮部常景を、「使部錦光貴辭退之替」として文殿に兼勤せしめてゐることは、當時の案主の身分が大體文殿の使部の程度であつたことを示す(類聚符宣抄)。

以上の別當、預、案主が長く併存し、又前述の延喜式に定める別當四人、預三人の制も實際に行はれたことは、永久四年八月の官厨家返抄及び續左承抄に收める上記の建保四年官厨家下文等がよく示してゐる。而し、厨家の機能が諸國公田の地子を管領し、それを以て太政官内の雜事其他に宛てることであるから、少納言局よりは辨官局に密接な關係のあつたことは當然であり、權記、左經記等の記録によつても、厨家別當として實

際に事に當つてゐる者は、殆ど辨、史であると言つても過言でない。(註三)一方、諸司の實務が下僚に移る風潮に伴つて、辨官局に於ても大史の地位が向上し、平安中葉には、元來は六位相當官たる左大史の中の一人を五位とするものが常例となつた如くで(小右記寛弘八、年二月四日條)、この五位史即ち大夫史が、史以下の辨官局の官人の上首として、官中の庶務を處理する様になり、(註四)「官中執權」(葉)とさへ言はれるに至つた。而して、大夫史が官中の庶務を執るに伴つて、厨家運營の實權もその手に歸したと考へられ、例へば、大夫史小槻奉親、同貞行等が官厨家の實務を掌握してゐたことは、權記、左經記等に多くみえ、又、大夫史小槻隆職の雜色が厨家水沙汰人になつてゐることも、大夫史と厨家との關係をよく示すものであらう(吉記安元二年、六月七日條)。其の後、左大史の地位は更に向上して四位に任ぜられず者もあり、従つて、「大夫史」の稱はすたれて、「官務」なる呼稱が近世まで一般に行はれたが、この大夫史乃至官務の職は、平安末葉以降、小槻氏の獨占世襲するところとなり、後述する如く、後に小槻氏が官厨家領の莊保を知行したのもこゝに由來するのである。

次に厨家に常備すべき公文としては、延喜宣符(甲)の第五條に次の八卷の文書を擧げてゐる。先づ、「式例一卷」は、「年中例用并色々雜事」を規定して(同官符第三條參照)、地子雜物の用途の據勘としたものであり、次に「例進雜物勘文一卷」は、諸國例進の地子雜物の色目數量を定めたもので、この官符の第三條がその内容であらう。「造地子帳例一卷」は諸國の地子帳の記載内容を規定したものである(延喜宣符乙、第三條)。因みに、諸國地子帳は三通作り、主稅寮、主計寮、官厨家に各一通送附することとなつてゐる(延喜主稅式)。「剩田勘文一卷」は諸國剩田の數量や田品を記

したものと思はれ、「地子交易直勘文一卷」は、諸國の地子交易物の價直を國別に定めたもので、延喜官符(乙)の第五條がその内容であらう。「度者除帳田勘文一卷」は延喜官符(甲)の第二條に述べる「度者逃亡除帳等田」に關するものであり、「夏冬頓給晦油雜穀等勘文一卷」は、同じ官符の第四條の「定晦新油并夏冬頓給新及雜穀等數」事、勘文在別とある勘文に相當するものであらうが、その内容は明らかでない。最後に、「返進田勘文一卷」の内容は、延喜官符(乙)の第一條と考へられる。

次に厨家の建物について一言すれば、延喜太政官式には、「厨」が、太政官曹司・辨外記候所、大臣曹司と共に、太政官の「館舍」の一つとして擧げられてゐる。その外、數字の倉庫、雜舍のあつたことが、左經記、中右記等に見えるが、厨家の機能よりして、倉庫は早くからあつたと考へられる。

### (三) 職 掌

上述の如く、延喜の完成期には、年中例用その他、厨家管領の地子雜物の用途・數量等が規定され、その式例、勘文を厨家に常備してゐたのであるが、これ等の文書を佚してゐる現在、厨家の職掌を知るには、斷片的な實例を集めて考察する外ない。その實例は、平安初頭から鎌倉時代に至つて、國史、記錄、文書に見えるが、それらを綜合すれば、大體次の如く分類される。

- (一) 厨家本來の職掌たる厨房として酒饌を辨備すること。
- (二) 太政官の直接に沙汰する行事に備進する場合。

- (三) 供進の對象が太政官の官人即ち上官である場合。
- (四) 地子米始め、絹、綿等交易物を頒給・使用すること。

- (五) 太政官の直接沙汰する行事に關係する場合。

- (六) その對象が上官である場合。

- (七) 便宜に従つて流用される場合。

- (八) 地子雜物は勿論のこと、臨時に諸司の器物等をも保管すること。

この分類に従つて、夫々二、三の實例を示すと、先づ(一)の例としては、列見、定考(延喜式等)、式兵二省成選位記請印(本朝世紀等)、八省御齋

會(權記)、季御讀經(本朝世紀等)等の恒例朝儀と、貞觀十三年五月二十九日、

應天門造營の着手に際して工匠以上に酒饌を供した如き(三代實錄同日條)、天

慶二年七月十七日、神泉苑の池水の放出演業の如き(本朝世紀同日條)、又、安

元三年七月、宸筆御八講の非時料を、天曆の例に任せ「官沙汰」として

厨家納物より備進した如き(葉玉)臨時の行事の場合とがある。(二)の例に

ついても恒例及び臨時の二面に分けて考へると、前者の例には、太政官

に動直する官人等に供したとみられる「常食」(別聚符宣抄・延喜十年十二月廿七日附官符)を

始め、仁王會には、大膳職が上達部饗を供するに對し、上官饗は官厨家

より備進する(本朝世紀)等のことが知られる。後者には、長元八年正月二

日の上東門院への行幸に際し、公卿饗は内藏寮・殿上人、所衆は穀倉院、

侍從は侍從厨より夫々備進したのに對して、上官饗は官厨家が供したこ

と等がその例である(左經記長元七年十二月廿一日條)。

次に(三)の例としては、列見及び定考に際して賜る祿があり(延喜官符二條)、その祿法は、太政大臣交易商布七百段以下の規定が延喜の太政

官式にある。又、天安二年十二月十三日、文德天皇崩後最初の外記政に

際し、列席者八十餘人に綿各二屯を賜ひ、貞觀十五年十一月三日には、太政官候廳の修造成つて始めて大臣以下候廳に就き、五位以上の列席者に厨家及び大藏省の錢を賜つてゐる例(共三)、少し下つては、長元七年十二月の外記廳に於ける臨時仁王經轉讀の布施、供物に厨家の絹三十三疋を用ひてゐること(左經記同月)等はこの用例に屬する。(二)の(ロ)に

關する史料も少からず見出される。先づ、前記延喜十年十二月廿七日の官符にある「官人月俸」はその一つと思はれるが、又、元慶六年の格

に(類聚三)、要劇月糧に宛てるため、大舍人寮以下三十九司には官田を給ひ、太政官以下七司は從前の如く京庫に給へとあつて、この「官人月俸」とは、或ひは、要劇月糧を指すのであらうか。又、延喜官符(甲)

の第四條にある「夏冬頓給新」も太政官の官人に賜つたものと考へられるが、今は確たる内容を知り得ない。次に、既に引用した弘仁三年十二月十五日の宣旨に、太政官に直する召使に「冬夏時服」を給へとある

ものや、元慶八年七月十七日の宣旨に、少納言以下召使以上の官人に病料及び葬料并に二親喪料を頒給せよとあるもの(共二類聚)なども、頒給の対象が太政官の官人に限られた用例である。(二)の(イ)の例として

は、性質上平安中期以降に多く見られ、長保二年正月十一日、修理職の申請により、造靈巖寺妙見堂料として手作布即ち商布百端を出し宛てたことや(權記同)、萬壽三年正月十九日の上東門院御出家料に、厨家の絹

百疋を使用したこと、長元元年五月二十九日の法華不斷御讀經結願に際し、特に通例の布施の外に、厨家の絹を勤修の僧に給はつたこと等(共二左經記)、この用例に當る記事である。

(三)の場合、倉庫を有つてゐるために利用されたもので、例へば、左

經記長元四年十月廿五日條には、圖書寮の經卷、佛具を假に納めてをり、中右記長治二年閏二月廿二日條には、同じく圖書寮の佛具を納め、兵範記仁安三年十月六日條には、兵庫寮の器仗、鉦鼓等を臨時に宿納してゐたこと等が之を示す。

以上で厨家の職掌を大體知り得たと思ふが、後述の如く地子收納の減退は、官厨家の運営を困難にしたのみならず、又、太政官政治の衰退に伴つて厨家自體の意義も減じたため、その機能は漸次萎微し、中世以降に及んでは殆どその實質的な活動を認め得なくなるのである。(註6)

#### (四) 地子の收納

扱て、それでは上記の職掌を支へた地子雑物の收納の具體的内容は如何であつたか。延喜主稅式に擧げる輸地子田は、位田、職田、國造田、采女田、簀力婦女田、賜田の未授のもの及び遙授國司公廩田、沒官田、出家得度田、逃亡除帳口分田、乘田である。この中、諸國の無主品位田の地子はすべて穀倉院に、畿外諸國の無主職田の地子は主稅寮に夫々送納するが(延喜式)、その他の上掲の輸地子田の地子が厨家に納められてゐたことは、延喜官符(乙)の第一條等によつて裏付けられる。又、延喜官符(甲)第三條の「定諸國例進地子雜物事」によれば、例進の諸國は伊勢以下四十六ヶ國と太宰府で、從つて京進しない國は畿内五ヶ國と伊賀、陸奥、出羽、志摩、隱岐、淡路の六ヶ國となり、概ね上掲の延喜主稅式の條文に符合する。その例進納物の主なものを擧げれば、米五千四百四十八石餘、絹八百二十疋、絶五十六疋餘、商布八千八百四十一段餘、調布三千二百二十二端餘、太宰綿四千屯、鉄二千一百口、錢一千一

百四十六延等で、その他、油三十八石餘を始め、小麥十石、大豆十石、小豆五石等の雜穀、鹽三百餘石、堅魚、鮭、押鮎、鯖等の海產物、上紙二千張、中紙五十帖、細貫筵、小町筵、倉筵等の雜貨がある。又、これらの品目と送納國との關係をみると、延喜式の條文に規定せる如く、近江國を始め近隣、縁海の諸國は、米乃至は米と交易物を、其の他の諸國はその地方の產物に交易して送納してゐる。例へば、太宰府は綿と絹のみ、南布、調布等は東國を主とし、鐵、鉄は山陰、山陽諸國より、鹽、魚類は東海、北陸、四國諸國より夫々京進してゐる。而して、元來、輸地子田には増減があつて、その地子には定數がない筈であるから、かゝる定額制とは矛盾するのであるが、別に、延喜官符(甲)の第二條「隨遺數可<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>行諸國例進外地子稻事」には、諸國より例進外地子稻を送納せしめる規定を定め、先づ例進額を除いた遺數を考勘し、それに應じて割宛てることとしてゐる。しかし、例進外地子を京進させることが容易でなかつたことは、既に延喜官符(甲)、同(乙)兩者にも見えるところであつて、實際には如何程遵行されたか疑問であるが、又、上記の如き定額制が定められたのも、恐らく、一定額の地子だけは確保しようといふ意圖が含まれてゐたものと考えられる。

斯の如く、相當巨額の地子雜物が定額進納の制を根幹として京進せらるべき規定であつたが、その送納の一端を示す實例としては、權記長保二年正月十一日條に、下野國進納の手作布即ち南布について記し、左經記萬壽三年正月十七日條には、太宰府及び陸奥國の進納した絹のことが見え、朝野群載卷第二十には、太宰府から絹九百餘疋を進納したのに對する永久四年の官厨家返抄が收められてをり、玉葉安元三年七月一日條

には、厨家が解狀を以て、「官厨家納物、國々致<sub>二</sub>所渡之由、」を訴へることが見えてゐて、この制度がともかくも平安末期迄行はれてゐたことが知られる。而して左經記の記事に陸奥國進納の絹の見えること、永久四年の厨家返抄に、太宰府が色代を申して綿を納めてゐないこと等、延喜以降種々の改變のあつたことが窺はれるが、結局はこの諸國進物制に代つて、便補保にその財源を求めると至るのである。以下に輸地子田の衰亡より便補保設置への歩みを少しく考察してみよう。

#### (五) 收納地子の減少

諸國公田の地子は、律令制經濟の原則からすれば、「班田之時、田數増加、應<sub>レ</sub>輸地子有<sub>レ</sub>増無<sub>レ</sub>減、」(符<sub>延喜官</sub>甲)と言ひ得ようが、此頃即ち平安中期の實情はそれ程樂觀的なものではなく、班田も殆ど停廢し、地子不足を訴へたものが、この延喜官符(甲)、同(乙)の前後にも、この官符の他の條文にすら見られるのである。

先づ、三代實錄元慶七年十月二十日の條に載せる厨家解狀には、「任<sub>權官者</sub>、每國過半、賜<sub>榮爵者</sub>、毎年兼倍、其公<sub>解位田</sub>、必給<sub>乘田</sub>、是以諸國地子頻稱減少、太政官厨用、常煩<sub>闕乏</sub>」とあり、權官國司に任ずる者、五位に叙する者の激増によつて、諸國の乘田が減じ(式參照)ために厨家の財源も缺乏に悩まされてゐると訴へてゐるのである。この權官國司、叙爵者の激増は、律令體制崩壞の一現象で、その影響の一つとして地子缺乏といふ事態も起つたのであるが、次の例は輸地子田の田品を低くして、送納すべき地子の減省をはかるといふ國司の積極的な意圖に出づるものである。

即ち、凡そ公田の地子は、上田以下の田品に應じて、夫々獲稻の二割を輸するのであるが（弘仁、延喜官符（乙）の第二條に引く）厨家解には、「凡乗田者、上中下品各有等差、國司須均置其法、注進彼帳上、而少置上田、多注下田、或載中下、全脱上田、因之動減地子、殆闕例進、況乎至官符用、鎮稱過進」と述べ、國司が地子帳に上田を注進すること少く、或ひは全く除いてしまふので、ために地子の減少を來たし、動もすれば例進額を缺くことさへあると訴へてゐるが、しかし讓歩の止むを得ざるところで、「望請、每國率七分法、將置田品、若上田同率者、恐習俗忽難改、仍須注上田一分、中田二分、下田二分、下々田二分、令進其帳、無上田國、令注進中田二分、下田二分、下々田二分」とし、均等の制を改めて、上田七分一、中田以下七分二の制を立てた。しかし、この七分法も殆ど遵守されなかつた様で、延長六年十月十一日附官符（政事要略）に載せる厨家解には、近來上田が稀で、少しくあつても七分一の率には達しないといふ國司の言分に對し、更に讓歩して、「雖置田品、不進其料、寄事上田之不足、常闕公用之有限、與其徒設章程責彼不進上、不若頗加優容、全其定數、望請、率三分法、定中田、下田、下々田、將令進帳」と、七分法を改めて、中田以下の三分法とし、全く上田を除いてしまつた。こゝにも時流に抗し切れずに、漸次退歩を餘儀なくされる輸地子制の歩みがよく示されてゐる。

更に、地子減少の大きな原因となつたのは、國司が地子田を租田に混合することである。延喜官符（乙）の第四條、「應制止諸國地子田混、合租田事」はそれに對する禁制で、「諸國司等、好爲以地子田混、

於租田上、實雖所司勘出徵地子稻、而空置勘出無期填納、時遷吏替、遂從免除、地子減少莫不因斯矣」とその地子減少に及ぼす影響の大なることを述べてゐる。

この外にも地子收納の減少は、種々の事象として現はれたであらうが、これは畢竟律令經濟體制の崩壞途上に於ける必然の現象で、先に述べた如く、厨家の機構の完成期に當つて、既に、不定額たるべき地子の收入に對して諸國の例進額を定めたのも、かゝる趨勢に對應して採つた制度であらう。しかし、地子の收納が上記の如く減少して行き、中央政府の統制力も著しく衰へ、社會經濟機構の基礎が莊園制に移行して行く時勢にあつては、この諸國例進の制も維持することは困難となり、之に代つて厨家納物を便補すべき莊保が設置され、結局、前者の制度は全く消滅してしまふのである。而して、管見によれば、便補保の成立の時期は平安末期から鎌倉初期に亘り、この間に、進納の制も漸次衰亡して行つたものと考へられる。次にこれらの莊保の成立とその變質過程をたどつて、諸國領としての官厨家領莊保の性格を考察してみよう。

#### (六) 官厨家領の莊保

太政官厨家領として管見に觸れた莊保は、陸奥國安達莊、常陸國石崎保、上總國今富保、越中國黒田保、同中村保、若狹國國富莊、近江國細江莊、安藝國世能莊、同荒山莊等である。（註8）而して、平安末期以降になると、既述の如く、官厨家は官務の管掌するところとなり、又、「凡官中之領者、官務之最也、」（有家宿禰奏聞狀）とも言ひ得る状態であつたから、これ等の莊保は、皆、官務小槻氏の知行したものであるが、その設置の由來は、

細江莊の如く、明らかに同國の納物を便補するために設置されたもの、今富保、國富莊、世能莊、荒山莊の如く、當國の納物との關係は不明であるが、官務小槻氏が開發して厨家便補地としたもの、石崎保の如く、小槻氏が他人より寄進をうけて、それを厨家便補保としたもの、又、安達莊の如く、小槻氏の傳領する以前に、既に官厨家の便補地となつてゐたもの等、種々に事情を異にしてゐる。

先づ、近江國細江莊については、小槻有家の注文に次の如く述べてゐる。<sup>(註10)</sup>

件庄者、降職宿禰奉綸言建立之、傳領地主職、便補列見定考炊料米、建久四年被下立券宣旨、建暦元年重賜子孫相傳宣旨畢、當時、山門虚空藏尾彼岸所押領之間、乍帶度、綸旨、厨家不及庄務、これによれば、當莊は、官務小槻降職が綸言を奉じて、列見定考炊料米を便補すべき土地として建立したもので、地主職は小槻氏が相傳し、莊務は厨家の執るところであつた。而して、平安中葉より、列見及び定考の炊料米が近江國から進納され、官厨家がそれを沙汰してゐたことは、

左經記<sup>(長元七年八月)</sup>、中右記<sup>(長治三年八月)</sup>其他の記錄に多くみられるが、平安末期に至ると、饗料未進のため列見、定考を延引する記事が多く現はれて来る<sup>(中右記、兵範、記、玉葉等)</sup>。それに對する措置として建立されたのがこの細江莊で、これは主殿寮領安藝國入江保、同近江國押立保等と同様に例進制から便補保への移行を典型的に示すものである<sup>(註9)</sup>。これに類似する官厨家領に安藝國世能莊、同荒山莊がある。兩莊については後にも述べるが、建久四年に官厨家便補地として立莊の後、建久九年に至つて、更に、「可令加濟秋季御讀經料米百斛之由、更被裁下」<sup>(建久九年宣旨案)</sup>

として、秋季御讀經料米百斛を進納することゝなつた。この秋季御讀經料百斛は、天祿元年以降安藝國より進納してゐたもので<sup>(別聚符宣抄・天祿元年九月八日附宣符、權記長保)</sup>、それが同國の當莊に便補されたのは、細江莊の場合と同様の事情によるものであらう。

次に、小槻氏が開發して便補保とした若狹國國富莊について述べるに、先づ、「若狹國國富莊之事」なる文書に、次の若狹國司の廳宣がある。

廳宣 留守所

可爲下以國富保貳佰石便補保上事

官御祈願米<sup>(三)</sup>十石 造八省米百石

法花會新米三十五石 官厨家納絹代二十石

右件保爲便補保、任傍例可令停止國衙使也、於殘米十五石者、可令辨濟國庫之狀、所宣如件、以宣、

永萬元年二月廿四日

太皇太后宮亮兼大介平朝臣 在判

即ち、この廳宣によつて國富保は御祈願米以下の納物を辨濟すべき便補保となつたのであるが、建久六年十二月四日附宣符<sup>(續左)</sup>にも、上記の納物に相當するものとして、公家長目御修法供米、造八省院料米、圓宗寺法花會用途、太政官厨家納物の「四箇所納物」をあげてゐる。此等によると、當保は、直接官厨家の用途に宛てる納物以外に、官御祈願料其他をも進納してゐたのであるが、その莊務は官厨家に於て執られてゐたことは、この建久六年宣符、建保四年十一月日附太政官厨家下文<sup>(續左)</sup>によつて明確である。而して、このことは、先に述べた厨家の機能に由

來するのであつて、例へば、御祈願料調布や造豐樂院料商布等を官厨家に納めてゐたことが、左經記（長元四年十月二十五日條）、小右記（萬壽二年九月五日條）等に見え、圓宗寺法花會用途も、同法會が、後三條天皇の御正忌に當つて、官の沙汰する行事である點から、官御祈願料等と同様の取扱をしたのであらう。而して、前掲建久六年の官符には、「厨家去年十月十四日解狀傳、

謹檢案内、得<sub>レ</sub>彼保解云、當保者、吉原安富相傳之私領也、永萬元年保號以後、殊入<sub>二</sub>功力、開<sub>二</sub>發荒野、進<sub>二</sub>濟四箇所納物、略<sub>一</sub>」とあつて、領主吉原安富が當保を便補保として開發したことになるを、又この官符によつて、安富の子孫の知行を確認されてゐるが、先にも引用した小槻有家の注文（雜文）には、國富莊について、

件庄者、隆職宿禰（假名吉原安富）入<sub>二</sub>開發功力、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>子孫相傳<sub>一</sub>之由、賜<sub>二</sub>

宣旨了、前後沙汰之趣具<sub>二</sub>建久官符<sub>一</sub>歟、

とあつて、吉原安富とは、官務小槻隆職の假名であり、當莊は隆職が開發して、永萬元年以降上記四箇所納物の便補保となり、建久六年には、立券の手續を完了して、官厨家領便補保たると及び小槻氏の知行を確認されたものであることを知る。

其の他、小槻氏の開發設立に係る莊保には、上總國今富保、安藝國世能莊、同荒山莊等のあることは先にも述べたが、今富保は、小槻國宗（隆職男）が官務在任中に建立した便補保であり（有家宿禰奏開狀）、世能莊及び荒山莊は、「隆職宿禰入<sub>二</sub>開發功力、賜<sub>二</sub>子孫相傳之宣旨<sub>一</sub>」（雜文書）のもので、又、「宣旨案 建久九年」と題する左辨官下文には、「件所者、本田不<sub>レ</sub>幾、偏爲<sub>二</sub>荒廢之地<sub>一</sub>、而去建久四年、國司平親守任可<sub>レ</sub>便<sub>二</sub>補太政官厨家納物米三十五斛、地子交易絹二十疋、油一斛三斗、圓宗寺叡勝會料米

三十斛、油二斗之由、成<sub>二</sub>給廳宣<sub>一</sub>」とあつて、小槻隆職が開發して、官厨家納物其他の便補地としたのである。（註11）

常陸國石崎保は、小槻隆職が建久六年に本領主僧相慶より「寄附」され、同九年に官厨家便補保としたものであり、陸奥國安達莊は、同國拒捍使史生惟宗定兼が仁平元年に官厨家便補地としたのを、後に隆職が傳領して、地主職を知行したものである。（雜文書、有家注文）

官厨家領の莊保の成立事情は、大體、以上の如くであるが、次にその變質過程を考察すると、それは畢竟、公私混淆の性格を有つ官厨家領へ吸收されて行く過程である。小槻氏の厨家領莊保に對する關係は、公私の兩面があり、私人としての小槻氏は、厨家がこれらの莊保の領家職を有つてゐたのに對して、その開發領主であり、地主職を傳領するものである。一方、公人としては、官中の雜事を處理する官務であり、官厨家もその管掌下にあつたのであるから、小槻氏は便補保設置の當初から、公私兩面より厨家領知行の實權を把持してゐたと考へられる。されば、爾後、この實體を背景として、漸次小槻氏の實質的な領主性が表面化し、遂にはその莊保の地頭職を得、領家職をも手中に收めて、名實共にその領主權を確實にするのである。これを國富莊についてみれば、上記建保四年の官厨家下文の後、承久三年閏十月日附官御祈願所下文、弘安六年十月日附地頭請文（若狹國々富莊事）には未だ厨家が領家職を知行してゐることを示してゐるが、既に建治四年二月三日附の地頭光政の書狀（同上）には、當莊が法光明院（小槻國宗建立）の供米を納めてゐることが見え、永仁四年及び五年には、同院の盂蘭盆會の盆供を納めてゐる（當局所領雜々）、勿論、これらのことは、厨家の有つ領家職に抵觸するものではないが、小槻氏の私

領としての色彩は漸次濃化し、元弘三年五月には、北條高時の知行してゐた當莊地頭職を小槻匡遠に宛行し、ついで北朝からもそれを安堵され、以後の文書記録には領家職も小槻氏の知行するところとなつたことが明記せられて、官厨家は同莊の知行關係から姿を消してしまふのである。

斯様な經過は當莊に限らず、他の厨家領にも共通の運命であつたことゝ推考せられる。斯の如く、厨家領の莊保は官務小槻氏の所領に吸収されたのであるが、元來、官務家領は、「爲令致奉公之忠節」(難文書、有家起請)のものであつて、官務家領とはなつても、これを以て朝廷の用途にも宛てられたのである。而して、この公私二重の性格は、同じく小槻氏が主殿頭として知行した主殿寮領や、大炊頭として中原氏が知行した大炊寮領等にも見られるものであつて、かゝる莊保は諸司領の一類型と考へるべきものであらう。

〔註〕

- (1) 養老令の施行は撰修より三十九年後の天平勝寶九年であるが、天平八年に此の條文と同内容の規定が太政官の奏上によつて施行されてゐる。(續日本紀 天平八年三月庚子條)

又、田令集解の朱説によれば、「以充雜用」とは「一司之内雜用」を指し、一司とは太政官を指すと考へられる。

- (2) この朝野群載卷第二十に收める返抄は頗る的確な史料であるから左に載せる。

太政官厨家返抄 大宰府

檢納率分絹玖佰參拾參疋貳丈事

六百疋 見色 三百卅二疋二丈 納貳萬貳代

右、永久二年新、綱丁權掌師小野爲弘所進、檢納如件、故返抄、

永久四年八月廿日

案主日下部

別當左中辨藤原朝臣

預史生内記

少納言藤原朝臣

左史生安倍

大外記

右史生紀

左大史中原

案主大原

- (3) 延喜十三年五月二十二日附宣旨(別纂行)に、厨家に納める地子雜物の返抄には、別當の辨・史が署名することゝ規定したのも此の點を裏書する。又、左經記等にある史料についてこゝに細述する煩は避けるが、殊に史の別當が多く見える。

- (4) 小右記寛弘八年二月四日條に、大夫史小槻奉親の後任として、藤原道長が、その近臣但波奉親を任ずることを記した中に、「例、左大史一人者五位也、」とある。又、同日條に、「但波奉親朝臣者、天下虛言第一、被加大夫史者、縱横事等滿官底、讒言逐日如雲賊、歎息者衆、」と述べて、大夫史の地位の重要なことを示してゐる。その外、藤原賴長が、大夫史小槻政重の卒去を惜んでは、「官中可哀凌之故也、」と述べてゐること(台肥康治三年三月十七日條)藤原兼實に近侍して、後白河院には餘り信任のない大夫史小槻隆職が、文治元年の義經失脚の事に坐して、賴朝に解官されたこと等もこの點を證すると考へられる。

- (5) 一、二の例を擧げると、左經記長元四年十月廿五日條に、「夜部大官厨倉一字焼亡、」とあり、中右記永長元年十二月十三日條の「夜半官厨家中雜舍三字焼亡、」とある雜舍も倉庫類似のものではなからうか。其の他、「官厨家」に地子雜物を始め佛具、兵器等を宿納してゐることが諸記録に見えてゐるが、これも倉庫に収めたのであらう。

- (6) 官厨家のことは、鎌倉時代迄は、未だ文書、記録に現れるが、それ以後は殆ど管見に觸れない。又、鎌倉時代でも、厨家の實質的な機能を語る史料は稀である。

- (7) 律令制經濟體制の破綻は既に奈良時代より見られるが、今それについて述べる餘裕はないので、二、三の地子未進に關聯ある實例を述べるに止める。先づ、延長九年四月十七日の宣旨(別纂行)には、諸國司が正稅交易物を進濟

しないのが年來の常態となつてゐると言ひ、天曆五年十二月二十七日附官符(要略)には、無主品位田の地子交易商布を穀倉院に納めないのが國司の通弊であると言ひ、長保五年五月二十二日附官符では、畿内無主品位田地子拒捍未進齏を勘徴すべく、檢非違使一人を之に宛てた。かゝる風潮が一般的であつたのであるから、厨家收納の地子のみ例外ではあり得なかつたことと考へられる。

(8) 以下、これ等の荘保に關する引用文書は書陵部所藏の壬生家文書に收められてゐる。

なほ、奥野高廣氏著「皇室御經濟史の研究」にも、これらの荘保について記述されてゐる。

(9) この諸國進納制と便補保との關係は、他の諸官司の場合と共に考へねばならぬ重要な問題であるが、こゝには、壬生家文書「主殿寮年預伴守方解狀」(文治六年)によつて、主殿寮領安藤河入江保、近江國押立保の設置の由來について少し述べてみよう。

主殿寮

注進 諸國油大糧米仕丁等鹽濟否并便補保及造勘文未勘文國々等散狀事合

一、成應宣國下三箇國

略○中

一、立保五箇國

略○中

安藤年別油三石〔斗〕四升四合 大糧米七十六石四升四合

初任以後已未濟、然間及去年月迫以字入江鄉立保之間、去年作田六反餘云々、雖爲不足言請取之、

略○中

近江年別油三石六斗三升五合 大糧米百石

於油代者、以字押立鄉立保畢、自鎌倉被成地頭之間、米已未濟、

已上五箇國、式敷油與保々所當校量之處、雖不宛四分之一、國司存公平令候號之間、請取之、

略○下

即ち、この兩保の場合は、その國の納物を當國內の一定の土地に補償せしめべく設置されたもので、進納制から便補保への移行を最もよく象徵するものである。尤も、これは典型的な例であつて、實際は、種々の事情によつて、便宜の土地に立保した例も多いと思はれるが、官厨家領近江國細江莊などもこの兩保と同様な由來をもつものである。

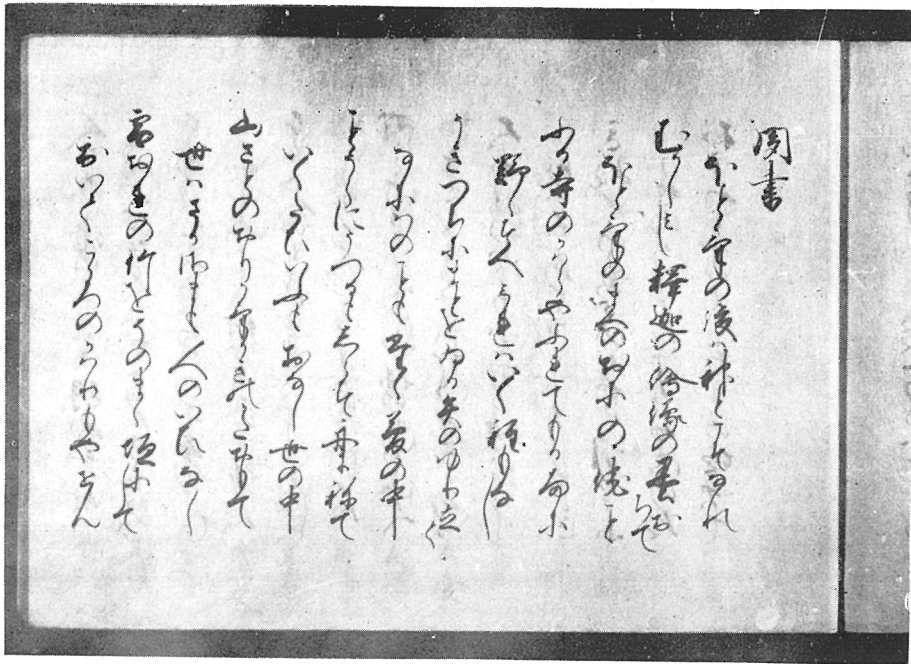
(10)

この文書は以下にも度々引用してゐるが、「雜文書」の内の一巻で、小槻有家が、官中便補地の由緒等について注進したものである。注進の年次は記してゐないが、紙背は文永五年の具注曆で、端裏に「注文」と記してゐる。(圖版第二下參照)

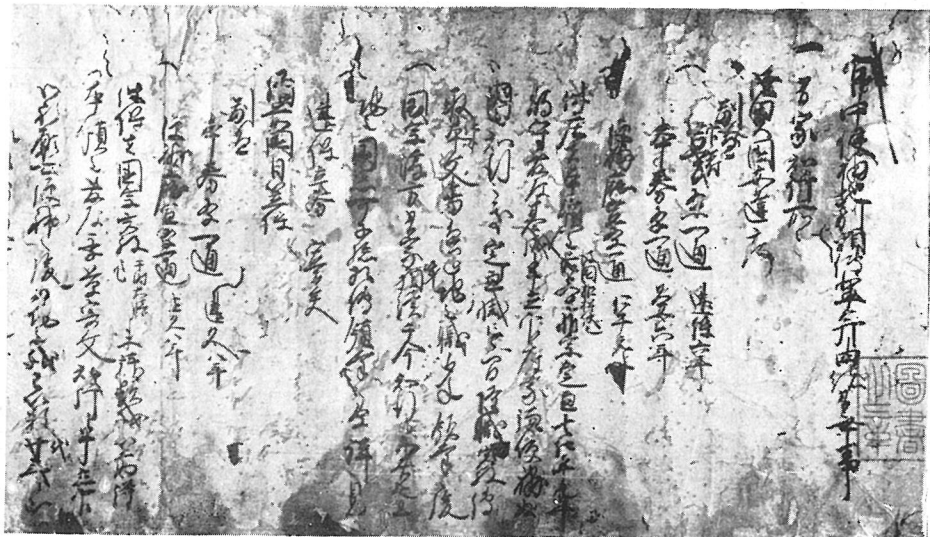
(11)

土佐國吉原莊は、建久九年十一月日附土佐國留守所下文(家地考)によれば、公家長日不動法供米、圓宗寺法花會料米、太政官厨家納物を進濟し、小槻隆職の子孫の領掌すべきものであつて、全く國富莊と同類の莊園であると考へられるのであるが、貞應二年六月十一日附の小槻國宗の讓狀(同上)には、官御祈願所便補地であると明記してゐるので、一應厨家領としては擧げなかつた。越中國黒田保、中村保については、その成立事情を明らかにせず、「高倉院法華堂尾州富吉莊事以下」に收める年次不明の消息に、「抑越中黒田村保、可爲厨家便補之由、一昨日被〔渡應宣候也〕、とあるのによつて、僅かに、厨家領たるを知り得るのみである。

(12)



書陵部本「三吟百韻」聞書 卷頭



王生家文書「小槻有家注文」